

二 「問目一則」(字音仮名遣いに関する

井上文部大臣の諮問) に対する答申

(明治二十七年)

明治二十六年に文部大臣井上毅が普通教育に歴史的な字音仮名遣いを用いることの可否を諮問したことに對して、當時の文科大学教授栗田寛、同黒川真頼、同物集高見、同助教教授三上参次、第一高等中学校教授落合直文、同高津鋏三郎の六名の提出した答申。このうち、普通教育のために字音仮名遣いを簡易化する必要があるとしたのは、三上、高津の二名、従来どおりの字音仮名遣いを教えるべきであるとしたのは、黒川、物集、落合の三名である。これらはいずれも明治二十七年のものと思われる。栗田寛(一八三五〜一八九九)は国史学者。黒川真頼(一八二九〜一九〇六)は国史学者、国文学者。物集高見(一八四七〜一九二八)は国語国文学者で、『日本大辞林』の編者。三上参次(一八六五〜一九三九)は国史学者。落合直文(一八六一〜一九〇三)は歌人、国文学者で、『いごの泉』『言泉』の編者。高津鋏三郎(一八六四〜一九二一)は国文学者。

一)は国文学者。

所収の本文は、吉田澄夫・井之口有一編『明治以降国字問題諸案集成』によった。

目次

- (一) 第一高等中学教授 落合直文
- (二) 文科大学教授 栗田 寛
- (三) 文科大学教授 黒川真頼
- (四) 第一高等中学教授兼文科大学助教 高津鋏三郎
- (五) 文科大学教授 外山正一
- (六) 文科大学助教 三上参次
- (七) 文科大学教授 物集高見

(一) 漢字音に対する愚案

落合直文

我国漢字音の呼声のひとしきものに仮名の異なるものは五十音第一韻列に引音添はるときに第五韻列とその呼声ひとしきもの第四韻列に引音添はるときに拗音第五韻列とその呼声ひとしきものまた引音のウとフとひとしく撥音のムとンとひとしきもの等これなり。しかるにこれらの字音は何故に呼声ひとしくして仮名のみ異なるかといふに支那にてはもとといづれもその呼声に区別ありしものにて我国の字音も畢竟その区別ありしがまゝにかく仮名遣を区別せしものなり。さるを今日その呼声のひとしくなりたればとて仮名を一に定めむといふはいかゝあらむ

第一問の様要用などは決して偶然にそをかきわけたるものに

あらず たとへば江陽講漾庚豪肴等の韻に属すべきものは皆
 我國の五十音第一韻列の仮名をかくべきものにして様は漾の
 韻なればヤウとかけるなり また我國にこそあらされ支那に
 は開口のヨと合口のヨと二あり 開口のは蕭嘯などの韻に属
 すべきものにして即ち我國にて第四韻列の仮名に引音を添て
 かきたるものこれなり 支那には開口のヨのあるかはりに我
 國の五十音第四韻列の音あることなし されは互にその呼声
 の似よりたるよりかよはしてかきたるものにて要は嘯の韻に
 属するものなればエウとかけるなり かくて合口のヨは五十
 音第五韻列の音を用ゐたるものにして東冬宋送董腫などの韻
 に属すべきものこれなり 即ち用は宋の韻なればヨウとかけ
 るなり 然るに下に引音添はる時はその呼声皆一樣にして仮
 名もいつれをかくも妨なきやうなれど若し支那音の如くよび
 なすときはあきらかに區別するものなり、即ち様はヤング要
 はエウ用はヨングにしてなほ単音のヤエヨに區別あるものと
 一般なり いかてかこを一にするを得む

又第二問の引音ウとフとの區別は支那にて葉合洽緝等の入声
 の韻に属すへきものは皆フにして他の平上去の東冬江蕭講漾
 董腫豪巧皓嘯蒸尤有肴等の支那にてングとよぶもの又開合の
 ヨとよぶもの及びウの引音によぶもの又ヲの引音によぶもの
 には悉くウをあてたるなり 然るに連声の便よりフとかくべ
 きものウとかくべきものその呼声各一樣なればいつれをかく

もおなしきやうなれどある場合にいたりては大にその趣を異
 にするものあり たとへば法被合羽拾手入声などの如く下に
 カサタハの急促音来る時はもとフをかくべきものなれば皆入
 声音となりてハッピ カッパ シッテ ニッセイとやうに促
 めて呼ぶなり ウをかくかたにはかゝる例あることなし こ
 を見てもそのフとウとは明かに區別あることは知られなむ
 ハフ(法)をホウとかけるなどはこれ日本音にして一般に通ず
 る字音にあらず 又テとチヨとハとホと區別あるは第一問に
 いへると同じ理にて支那にては明かに區別あるものなり そ
 を証せむに朝鮮字音は我國の漢字音とひとしく支那の中古の
 音を今日に伝へたるものなり ぞを見るに日本にてはハフと
 かくかきりのもの、皆(バブ)とやう皆下の韻をフは皆(テブ)
 とかきチヨウ(重)は香(チヨング)とかき明かにテとチヨとの
 呼声に區別あるなり また以て我國にかく區別をたてたるこ
 との偶然ならざるを知らるゝならむ されと或字音にいたり
 ておのつから混同して今は全く區別なきにいたれるものあり
 それらは今更ら古にさかのぼりてそを改むるに及ばずとする
 も唯今正し得べくかつ古来よりの慣例等は益そを遵奉して乱
 さざるやうするは学者のつとめざるへからざる所ならむ 法
 度(ハット)合本(ガッポン)などはなにゆゑにかく読むかとい
 ふに法の音はハフにて合の音はガフなればなり さるをホフ
 とかホウとかまたはゴフとかゴウとかかくやうならむには普

通の語だに解することあたはざるにいたらむ　また相模武蔵などの国名はなに故にかゝる文字をあてたるかといふに相はサウの仮名にして蔵はサウの仮名なればなり　ざるをソウとかソフとかかくやうならむには国名にあてたる文字だに解する能はざるにいたらむ　いかかこを一にするを得む　又第三問なるカム(柑)をカウとしコン(困)をコウとする類はもとより支那の音にはあらず　これらは皆不雅なる字音を我国音に熟せしめむとてよびかへたるものにしてこの例はこれのみにあらずシユ(朱)をスとあてジャク(雀)をザカとあてサウ(相)をサガとあてオツ(乙)をオトとあてクン(訓)をクニとあてたるなど皆我国音にひきなほしたるに過ぎず　これらは古くより用ゐられる慣例あるものなればたゞ一の言語として存しおくべきなり

又第四問のキとクキとケとクエとの区別はこれ約音にしてクキを反切したるものはキとなりクエを反切したるものはケとなるにていつれを書くも妨なしとはいへとも慣例ありてつゝめていふものをつゝめていはざるもの二あり　たとへば類水などはルキスキとはいへどリシとはいはず遺言の時はユキといへと遺族の時はイといふが如し　又クエはヘンクエ(変化)クエンヂ(源氏)など古く用ゐたる例あれと今は皆ケと約めて呼びクエといふは一字もあることなし　さればこれらは現今行はれ居るものを標準として区別しおくべきものならむ　又

発昭芭蕉等は皆その韻開口のヨなり　されば第四韻列の仮名をかきて下に引音をつけたるなり　さてこの引音ヲは今はずべてウとかきて通用すればこれらも唯一の言語の仮名つかひとして知りおきて可ならむ

又第五問のムとソとの区別は今こそ混同したれ明かに区別あるものにして侵覃塩咸寢感琰謙沁勘艶陷の韻は皆ムとかくべくその他のぬる音はソとかくへきものなり　このムとソとは支那は勿論我国にても古くは正しく区別ありたるものにしてかの万葉仮名などにナムナモなどの助辞には悉くこのムの字音をあてナニヌネノの音には悉くソの字音をあてたり　又ニンワ(仁和)を連声上にニンナとよびサムキ(三位)をサンミとよびたるなどは皆上の音のムとソとの連声上下の音に影響せしものにしてもしその間に区別なからむかニンワをニンマともサムキをサンニともいはずいはるべきものなり　又現今行はるゝ支那音をひきいでられたれど現今の音はとるに足らず支那現今の音はムとソとのみにあらず入声の如きも漸く他の平上去と区別をせざることゝなれりといへばその擧げにならず正を正とし明かに区別しおかむかた至当ならむ

以上のべたる如く我国の漢字音にも数千年来の慣例ありて既に我国固有の言語とおなじ資格となりたるものなれば区別せらるゝだけ区別せざるへからず　もし簡便を主として区別せさらむかそは字音のみにあらずるなり　我国固有の音のま

きれやすきものイとキエとエオとヲおよび字音のよび声のう
つりたるもの即ちカフ(買)とユフ(乞)アフ(遇)とオフ(追)イ
フ(言)とユフ(夕)などもその仮名遣ひをいつれか一方に定め
ざるべからず かくては遂に我国固有の声音の特性を破壊し
て更に一層簡便なる声音を創作せざるべからざるにいたら
む 字音を一切我国にて廃棄するか廃棄せざるかの疑問にい
たりては更に別問題なり 数千年来既に我国の言語として行
はれ来れるもの仮名遣の区別煩雜なりとて中々にその利益と
便益とを失ふものにはあらずや これおのが普通教育に対す
る字音の意見なり 字音教授の便法の如きは更にのぶるとこ
ろあらむ

(二) 井上文部大臣の問目に答ふ

栗 田 寛

むかし三善清行の意見の封事に朝家の大学を立しより天平の
代に至る其間右大臣真備朝臣道芸を恢弘して親自ら伝授す即
学生四百人をして五経三史明法算術音韻籀篆等の六道を習は
しむとみえて古へは此音韻の学ありしとみゆ 吾輩もと音韻
にならはず 故にこの問題に答ふるよしを知らず されとも
聊か愚見を述むに

第一問に様また要用をかきわくるにヨウ、エウ、ヤウなどあ
らま莫ろの音り所屬こつきてのわざなればたとへは彼国の平

上去入の音に所屬ある事を知り又韻鏡などの古書に徴して牙
齒喉舌の音考へたる人ならでは容易にかきわくべきにあらざ
ればこれ等のこと普通一般の人に知らしむる事容易のわざに
あらねば仮字によらずして漢字をそのままに用ふるの簡便な
るには若かさるへし もし又婦女幼童にて漢字を知らさら
んには土俗の言のまゝに自由にかゝしむるが適當なるへし
(書籍を著し歌又文章などに用ふるは此限りにあらず)

第二問蝶をテフ法をハフと書くを仮字遣ひの法とすれと我国
に入声なければ違へりとの御説なれど是等みな所屬によれる
ものにて字音をたがへじとてのわざなるへし 是も簡便に従
はぶなほ漢字に従ふをよしとす

第三問支那の音を矯めて国音に附しむる時は困をコウス柑子
をカウシ判官をハウグワンと云ふが如くあるべしとあれと是
は漢字をためて国音に附しむるにはあらてンをウに通はして
国語の如くに漢音を和らかにものしたるまでなり カンフリ
をカウフリと云ふの類に同じ

第四問漢字の正音につくへしとならば古の音博士のわざに習
ひてキをクキ、ケをクエなどと書わくへしとあれとこのキをク
キと云ふは拗音なれともケをクエと云ふは通音にて正音には
あるへからず また紀長谷雄を発昭とかくことは相通名と申
て馬養を宇合意美奈を音那清行を居逸と云るが如く仮名にせ
しにはあらず 唯通音をとりて借り用ひたるなり されとこ